

(19) 日本国特許庁 ( J P )

(12) 公開特許公報 ( A )

(11) 特許出願公開番号

特開平10-124058

(43) 公開日 平成10年(1998) 5月15日

(51) Int.Cl.<sup>6</sup>

識別記号

F I

G 1 0 H 3/18  
1/00

G 1 0 H 3/18  
1/00

Z  
A

審査請求 未請求 請求項の数7 F D (全 5 頁)

(21) 出願番号 特願平8-301178

(22) 出願日 平成8年(1996)10月24日

(71) 出願人 000195018

星野楽器株式会社

愛知県名古屋市東区榎木町3丁目22番地

(72) 発明者 星野 義裕

名古屋市守山区小幡北山2758番地475

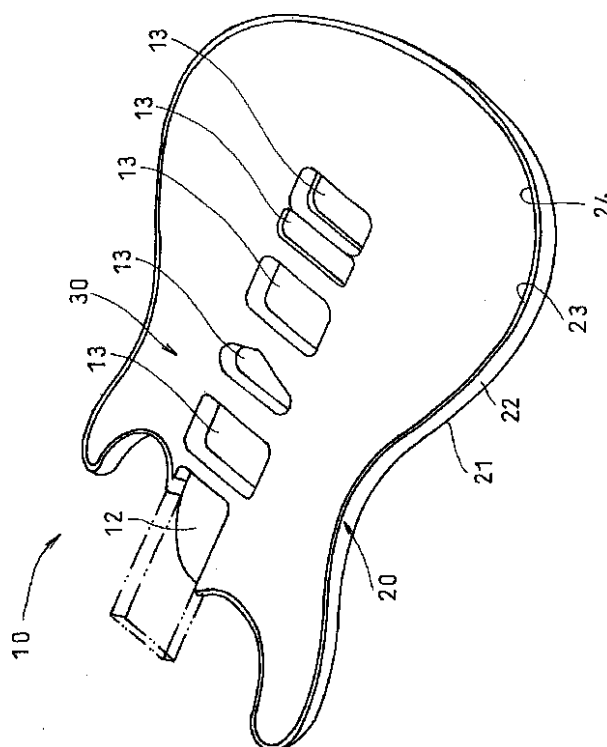
(74) 代理人 弁理士 後藤 憲秋 (外1名)

(54) 【発明の名称】 電気ギターのボディ構造

(57) 【要約】

【課題】 外観性に優れ、演奏者の使用感もよく、また音質機能も豊富となり、さらに品質の安定したものを簡単かつ容易に製作することができる電気ギターのボディ構造を提供する。

【解決手段】 ギターボディ10の裏面部21と外周部22および前記外周部22の外端縁に沿う一定幅の周縁部23を介して形成された表面凹部24を備えた第一部材20と、前記第一部材20と異色または異種の材料よりなり、前記第一部材10の周縁部23内側に密着しかつ該周縁部23上面と面一となるように前記表面凹部24内に一体に埋設固着された第二部材30とからなる。



## 【特許請求の範囲】

【請求項1】 ギターボディの裏面部と外周部および前記外周部の外端縁に沿う一定幅の周縁部を介して形成された表面凹部を備えた第一部材と、前記第一部材と異色または異種の材料よりなり、前記第一部材の周縁部内側に密着しかつ該周縁部上面と面一となるように前記表面凹部内に一体に埋設固着された第二部材とからなることを特徴とする電気ギターのボディ構造。

【請求項2】 請求項1において、前記周縁部の幅が5ないし10mmである電気ギターのボディ構造。

【請求項3】 請求項1または2において、前記第二部材の厚みが5mm以上である電気ギターの構造。

【請求項4】 請求項1ないし3のいずれかにおいて、前記外周部が厚み方向に丸く形成されている電気ギターの構造。

【請求項5】 請求項1ないし4のいずれかにおいて、前記第一部材と第二部材の材質が、一方が軽いかつ軟かいものであるときに、他方がこれに対して相対的に重く硬いものである電気ギターのボディ構造。

【請求項6】 請求項5において、前記第一部材の材質がマホガニーもしくはアルダーもしくはバスウッドもしくはアッシュのいずれかよりなり、前記第二部材が各種メープルもしくはウオールナットもしくはハワイアンコアもしくはカリンのいずれかよりなる電気ギターのボディ構造。

【請求項7】 請求項1ないし6のいずれかにおいて、ギターボディ全体が単一の塗料によって塗装されている電気ギターのボディ構造。

## 【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】この発明は電気ギターのボディ構造に関する。

【0002】

【従来の技術】電気ギターのボディは、アコースティックギターと異なり共鳴用の箱体を必要としないので板面状に形成され、通常は単一の木材によって構成されている。また、ギターボディの側面部である外周部は、演奏時に演奏者の腕や体にひんぱんに触れる部分であるからその厚み方向に丸く曲面状に形成されることが多い。

【0003】さらに、電気ギターのボディは、デザイン性が強く求められ、ボディ外形状の輪郭のみならず、その表面にも様々な意匠が施されることが多く、例えば、ピック板として独特の模様や色調を付してボディ表面に張り付けることはしばしば行われているところである。近年では、ピック板のように部分的ではなく、ボディ表面側の全面に比較的薄い表面板を張り付けて裏面側と異なった意匠を付与することも提案されている。

【0004】しかるに、ボディ表面側の全面に表面板を張り付けた場合には、例えば図5に例示したように、ギターボディの側面部に表面板50と本体60との接合部

10

20

30

40

50

65が現出して、この接合部65がボディの輪郭線と重なって貼り合わせの印象が強く、全体としての一体感に欠く嫌いがある。特に、この接合部65が現出する側面部は、前記したように厚み方向に丸く傾斜状に形成されることが多く、このような場合には、表面板50の断面、つまり木口部分52が幅広の帯状に現れる。この木口部分52は表面板50表面の木目部分51の美しい風合いとは異なる装飾性の低い外観を有しており、また塗装した場合にも表面の木目部分51とは異なった塗装外観となり、煩雑な印象を与える。また、単に外観上の印象のみならず、ギターボディの側面部は演奏者の目に触れ腕や体に常時接触する部分であるから、該側面部の接合部65は演奏者をして不快感を抱かせ、しばしば接合部の剥離や損傷などの接合の確実性に関する不安感を生ぜしめる。

【0005】一方において、電気ギターの板面状ボディは共鳴機能を有しないとはいうものの、音の発現性を考えると、単一の材料のみを使用した場合よりも複数の材料を用いた場合の方が、音の発現性に変化が出る。例えば、硬い材料と柔らかい材料とを組合わせた場合、あるいは軽い材料と重い材料を組合わせた場合には、それらの中の単一の材料のみからなるものに比して、音の発現性に変化が生じ、設計上の選択範囲を広くすることができる。

【0006】

【発明が解決しようとする課題】この発明は、上のような状況に鑑みて提案されたもので、外観性に優れ、演奏者の使用感もよく、また音質機能も豊富となり、さらに品質の安定したものを簡単かつ容易に製作することができる電気ギターのボディ構造を提供することを目的とする。

【0007】

【課題を解決するための手段】すなわち、請求項1の発明は、ギターボディの裏面部と外周部および前記外周部の外端縁に沿う一定幅の周縁部を介して形成された表面凹部を備えた第一部材と、前記第一部材と異色または異種の材料よりなり、前記第一部材の周縁部内側に密着しかつ該周縁部上面と面一となるように前記表面凹部内に一体に埋設固着された第二部材とからなることを特徴とする電気ギターのボディ構造に係る。

【0008】請求項2の発明は、請求項1において、前記周縁部の幅が5ないし10mmであることを特徴とする電気ギターのボディ構造に係る。

【0009】また請求項3の発明は、請求項1または2において、前記第二部材の厚みが5mm以上であることを特徴とする電気ギターのボディ構造に係る。

【0010】請求項4の発明は、請求項1ないし3のいずれかにおいて、前記外周部が厚み方向に丸く形成されている電気ギターの構造電気ギターのボディ構造に係る。

【0011】請求項5の発明は、請求項1ないし4のいずれかにおいて、前記第一部材と第二部材の材質が、一方が軽くかつ軟かいものであるときに、他方がこれに対して相対的に重く硬いものである電気ギターのボディ構造に係る。

【0012】また請求項6の発明は、請求項5において、前記第一部材の材質がマホガニーもしくはアルダーもしくはバスのウッドもしくはアッシュのいずれかよりなり、前記第二部材が各種メイプルもしくはウォールナットもしくはハワイアンコアもしくはカリンのいずれかよりなる電気ギターのボディ構造に係る。

【0013】さらに請求項7の発明は、請求項1ないし6のいずれかにおいて、ギターボディ全体が単一の塗料によって塗装されている電気ギターのボディ構造に係る。

【0014】

【発明の実施の形態】以下添付の図面に従ってこの発明を詳細に説明する。図1はこの発明の一実施例を示す電気ギターのボディの全体斜視図、図2はこの発明構造を断面とともに表したボディの部分斜視図、図3はその中間部分を省略した拡大断面図、図4は製作工程を示す断面図である。

【0015】図1ないし図3に図示したように、この発明の電気ギターのボディ10は、第一部材20と第二部材30よりなる。第一部材20は、ギターボディの裏面部21と外周部22および前記外周部の外端縁に沿う一定幅の周縁部23を介して形成された表面凹部24を備えている。また、第二部材30は、前記第一部材20と異色または異種の材料よりなり、前記第一部材の周縁部23内側に密着しかつ該周縁部上面23aと面一となるように前記表面凹部24内に一体に埋設固着されている。なお、図において、符号12はネック保持部で、13, 13, 13, 13, 13は電気ギターの機能部品、例えばピックアップ部、サドル部、トレモロ装置等を収納装着する取付用の凹部または切欠部である。

【0016】図示のように、第一部材20はギターボディ10の全体の外形状を規定しつつ、その表面凹部24に第二部材30が一体に埋設固着される。このとき、該表面凹部24はギターボディ10の外周部となる第一部材20の外周部22の外端縁に沿う一定幅の周縁部23を介して形成されるものであるから、第一部材20と第二部材30とは線状の接合部、つまり境界線Bが、ギターボディ10の外周部の外端縁と平行にギターボディ表面側に現出される。この境界線Bは種々のデザインに決定されたギターボディ10の平面の形状輪郭を一層際立たせる。この境界線Bはギターボディ10の外形線、つまり外端縁よりも5ないし10mmの範囲内にあるとき落ち着いた美しさがあり、周縁部23の幅w(図3参照)は5ないし10mmの範囲内で形成されることが好ましい。

【0017】また、表面凹部24内に埋設固着される第二部材30の厚みt(図3参照)は、その質量感および音の発現性への影響を考慮すると、5mm以上であることが望ましい。5mm以下の厚みでは質量感に乏しく外觀変化への影響が少なく、また、音の発現性への影響力が不十分であると考えられる。

【0018】また、この発明構造は、図示の例のように、ギターボディ10の外周部22がその厚み方向に丸く形成する場合に有利である。例えば図1ないし図3に図示のようなギターボディ10は図4のように、第一部材20と第二部材30が一体に接合した部材10Aの側部を丸く切除加工して製作される。図の鎖線からよく理解されるように、本件発明のように第一部材20の表面凹部24内に第二部材30を一体に埋設固着したボディにあっては、その接合部がボディ表面側に線状に現れ、前述のような木口部分が現出されることがなく、美しく仕上げることができるのである。

【0019】さらに、第一部材20と第二部材30との材質としてなるべく差のあるものを選択することは、外觀性および音の発現性において変化を大きくすることができる。すなわち、第一部材20と第二部材30の材質として、一方が軽くかつ軟らかいものであり、もう一方が相対的に重く硬いものである場合である。これらの具体的な例を挙げると、第一部材20としては軽くかつ軟らかいマホガニー、アルダー、バスのウッドまたはアッシュ等であり、第二部材30としては該第一部材より相対的に重く硬い各種メイプル、ウォールナット、ハワイアンコアまたはカリン等である。このうち特にマホガニー等は単調な木目であるのに対し、各種メイプル等はマーブル調の独特な木目を有し、外觀的に対照的な特異なボディ表面を得ることができるのみならず、音質的にも単一材質よりなるものに比して変化をもたせることができる。

【0020】なお、ギターボディ10は仕上げ塗装がなされるのであるが、この発明構造にあっては、第一部材と第二部材とがそれぞれ異色または異種の材料によって形成されているので、これを単一の塗料によって塗装しても地肌または地色の相違により変化のある外觀とすることができる。第一部材と第二部材との木目等の変化を表現するときには透明系の単一塗料が用いられる。

【0021】

【発明の効果】以上図示し説明したように、この発明のギターボディの構造によれば、異色または異種の材料よりなる第一部材および第二部材の組合せよりなるものであるから、単一材料よりなるものに比して、外觀意匠性に優れ、また音質機能の選択の幅も広くなる。

【0022】また、この発明によれば、ギターボディの裏面部と外周部および前記外周部の外端縁に沿う一定幅の周縁部を介して形成された表面凹部を備えた第一部材の該表面凹部内に第二部材が一体に埋設固着された構造

よりなるものであるから、両者の接合部が境界線として、ボディ表面側に、ギターボディの外周部の外端縁と平行に現れる。従って、接合部がギターボディの外周部に現出されず、ボディ全体に一体感があり、見栄えが良く、また演奏者の使用感にも優れる。特に、外周部を丸く加工する場合にも、材料の断面である木口部分が現れないので、すっきりとした外観性を得ることができるのみならず、このような構造とすることによって、接合も確実となり、品質にばらつきのない安定したギターボディを簡単かつ容易に製作することができる。

【図面の簡単な説明】

【図1】この発明の一実施例を示す電気ギターボディの全体斜視図である。

【図2】この発明構造を断面とともに表したボディの部分\*

\* 分斜視図である。

【図3】その中間部分を省略した拡大断面図である。

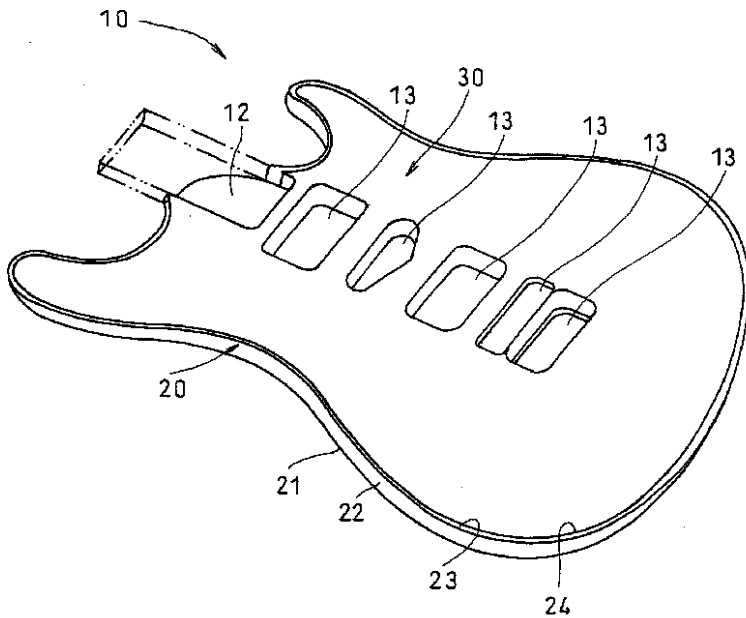
【図4】製作工程を示す断面図である。

【図5】ギターボディの表面側に表面板を貼り付けた例を表わす部分斜視である。

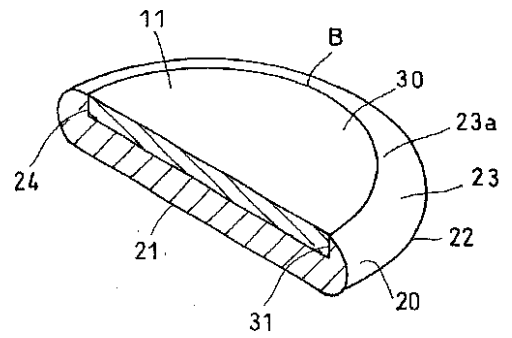
【符号の説明】

- 10 ギターボディ
- 20 第一部材
- 21 裏面部
- 22 外周部
- 23 周縁部
- 24 表面凹部
- 30 第二部材

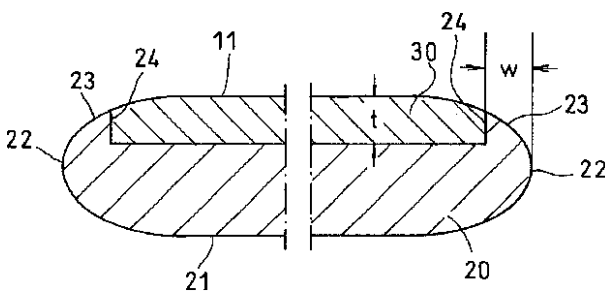
【図1】



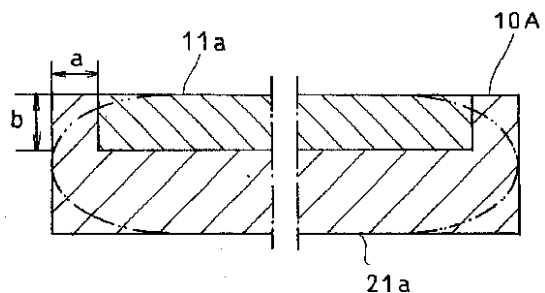
【図2】



【図3】



【図4】



(5)

特開平10-124058

【図5】

